

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画変更年度	令和7年度
計画主体	古賀市

古賀市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 古賀市建設産業部農林振興課農林振興係
所 在 地 福岡県古賀市駅東1-1-1
電 話 番 号 092-942-1111
F A X 番 号 092-942-3758
メールアドレス nourin@city.koga.fukuoka.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、ヒヨドリ、カラス、タヌキ、アナグマ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	福岡県古賀市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		被害金額	被害面積
イノシシ	水 稲	357 千円	0.34 ha
	果 樹	2,205 千円	0.49 ha
シ カ	果 樹	567 千円	0.56 ha
ヒヨドリ	果 樹	721 千円	0.39 ha
カ ラ ス	果 樹	1,924 千円	0.61 ha
タ ヌ キ	野 菜	被害報告、捕獲実績はあるが不明	
アナグマ	野 菜	被害報告、捕獲実績はあるが不明	
合 計		5,774 千円	2.39 ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

①イノシシ

農業者の高齢化が進んでいるため、個人での対策が困難な状況になりつつあると共に、農地や山林、原野の開発によりイノシシの生息区域が拡大し、農産物の被害が拡大している。イノシシによる被害は農業者の生産意欲を減退させており、耕作放棄地の増加の一因になっている。また、市街地への侵入が増加しており、農業被害だけでなく人的被害も懸念される。

②シカ

シカによる被害は、山間部を中心に年間を通して発生している。近年は特に柑橘類の樹木への被害が大きくなってきており、特徴としては剥皮被害や、若芽、新芽を齧られる被害が増加している。また、集落等における目撃や生活圏内への侵入が増加し地域住民の生活に支障を来している。

③カラス、ヒヨドリ

鳥類による被害は、柑橘類等の果樹を中心に拡大している。また、農産物被害だけでなく集落周辺での生活環境への悪影響などの被害報告が多くなっている。また、ヒヨドリは、家庭菜園(果樹、野菜)での被害の声が寄せられており、今後の被害拡大が懸念される。

④タヌキ、アナグマ

タヌキ、アナグマによる被害は多く発生している。野菜等の小規模な被害ではあるが、十分な防除ができておらず、被害拡大が懸念される。また、市街地での目撃情報が増加しており、生息範囲が広がっていく傾向がある。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

鳥 獣 名	指 標	現 状 値 (令和4年度)	目 標 値 (令和8年度)
イノシシ	被 害 金 額	2, 5 6 2 千円	1, 8 5 2 千円
	被 害 面 積	0. 8 3 h a	0. 6 0 h a
シ カ	被 害 金 額	5 6 7 千円	3 0 4 千円
	被 害 面 積	0. 5 6 h a	0. 3 0 h a
カ ラ ス	被 害 金 額	1, 9 2 4 千円	1 5 7 7 千円
	被 害 面 積	0. 6 1 h a	0. 5 0 h a
ヒヨドリ	被 害 金 額	7 2 1 千円	3 7 0 千円
	被 害 面 積	0. 3 9 h a	0. 2 0 h a
タヌキ	被 害 金 額	0 千円	0 千円
	被 害 面 積	0 h a	0 h a
アナグマ	被 害 金 額	0 千円	0 千円
	被 害 面 積	0 h a	0 h a

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	粕屋郡猟友会古賀支部に鳥獣捕獲等事業を委託し、被害防止の目的での予察捕獲や対処捕獲を行ってきた。	高齢化による狩猟者の減少に伴い、捕獲の担い手の育成が急務となっている。特に、シカやイノシシ等の捕獲鳥獣の処理は、相当の体力が必要であり、体制整備が急務となっている。
防護柵の設置等に関する取組	古賀市の補助金や国庫事業(鳥獣被害防止総合対策交付金)を活用し電気柵等の設置補助を行ってきた。	設置箇所以外の農地での被害が増加するため、周辺農地と連携した計画的な設置が必要となってきている。 また、有害鳥獣の温床となっている耕作放棄地の刈払い（緩衝地帯の整備）、追払い活動の住民に対するよりいっそうの普及啓発活動が課題となっている。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

これまで古賀市では、捕獲については、粕屋郡猟友会古賀支部に委託し、防除については農業者への電気柵の導入経費の補助を行なってきたが、猟友会会員、農業者ともに高齢化が進んでいることから、狩猟者の担い手の育成を図る必要がある。

また、イノシシ、シカの市街地への侵入による生活被害や、シカによる被害が農産物の食害だけでなく、森林における目撃情報の増加や剥皮被害も続いているため、捕獲数を増やすための取組を実施する。

- ①ワナ免許取得の推奨
- ②担い手への技術の継承
- ③関係機関の連絡調整会議の開催
- ④有害鳥獣の生息状況と生態の調査
- ⑤有害鳥獣捕獲数増加のための取組

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

有害鳥獣駆除は、粕屋郡猟友会古賀支部に委託して行う。被害農業者等からの依頼を受け、銃及びわなの捕獲隊が現地調査を行い、被害状況に応じた捕獲方法で対処する。

また、シカの生息密度増加により、森林被害が認められることから、古賀市による計画的な捕獲を実施している。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
6年度	イノシシ・シカ・カラス・ヒヨドリ・タヌキ・アナグマ	・イノシシ・シカ捕獲のためのワナ整備 ・自衛のための狩猟免許取得の推進 ・ICTの活用による効率的な捕獲活動の調査研究
7年度	イノシシ・シカ・カラス・ヒヨドリ・タヌキ・アナグマ	・イノシシ・シカ捕獲のためのワナ整備 ・自衛のための狩猟免許取得の推進 ・ICTの活用による効率的な捕獲活動の調査研究

8年度	イノシシ・シカ・カラス・ヒヨドリ・タヌキ・アナグマ	・イノシシ・シカ捕獲のためのワナ整備 ・自衛のための狩猟免許取得の推進 ・ICTの活用による効率的な捕獲活動の調査研究
-----	---------------------------	---

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
近年の捕獲実績や被害多発地域からの出没状況のヒアリング、県の生息状況に関する情報等により、被害状況を把握し計画する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	250	250	250
シカ	300	300	300
ヒヨドリ	30	30	30
カラス	30	30	30
タヌキ	30	30	30
アナグマ	30	30	30

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
○イノシシ・シカ 銃器・ワナを用いて、対象作物の被害が多くなる時期を中心に4月から翌年3月まで予察捕獲を行なう。 銃器・ワナを用いて、被害報告・駆除依頼時に対処捕獲を行なう。 ○カラス・ヒヨドリ 銃器を用いて、対象作物の被害が多くなる時期を中心に4月から翌年3月まで対処捕獲を行なう。 ○タヌキ・アナグマ 箱ワナを用いて、被害報告・駆除依頼時に対処捕獲を行う。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する

(4) 許可権限委譲事項

対 象 地 域	対 象 鳥 獣

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対 象 鳥 獣	整 備 内 容		
	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	令 和 8 年 度
イノシシ・シカ	ワイヤーメッシュ 20,000m	ワイヤーメッシュ 20,000m	ワイヤーメッシュ 20,000m
イノシシ・シカ	電気柵 20,000m	電気柵 20,000m	電気柵 20,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年 度	対 象 鳥 獣	取 組 内 容
令和 6年度	イノシシ・シカ・カラス・ヒヨドリ・タヌキ・アナグマ	地域の住民、農業者へ被害防止に関する知識の普及や、鳥獣の住処になるような藪の刈り払い等を、地域が主体となって活動できるような体制の整備を目指す。
令和 7年度	イノシシ・シカ・カラス・ヒヨドリ・タヌキ・アナグマ	地域の住民、農業者へ被害防止に関する知識の普及や、鳥獣の住処になるような藪の刈り払い等を、地域が主体となって活動できるような体制の整備を目指す。
令和 8年度	イノシシ・シカ・カラス・ヒヨドリ・タヌキ・アナグマ	地域の住民、農業者へ被害防止に関する知識の普及や、鳥獣の住処になるような藪の刈り払い等を、地域が主体となって活動できるような体制の整備を目指す。

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

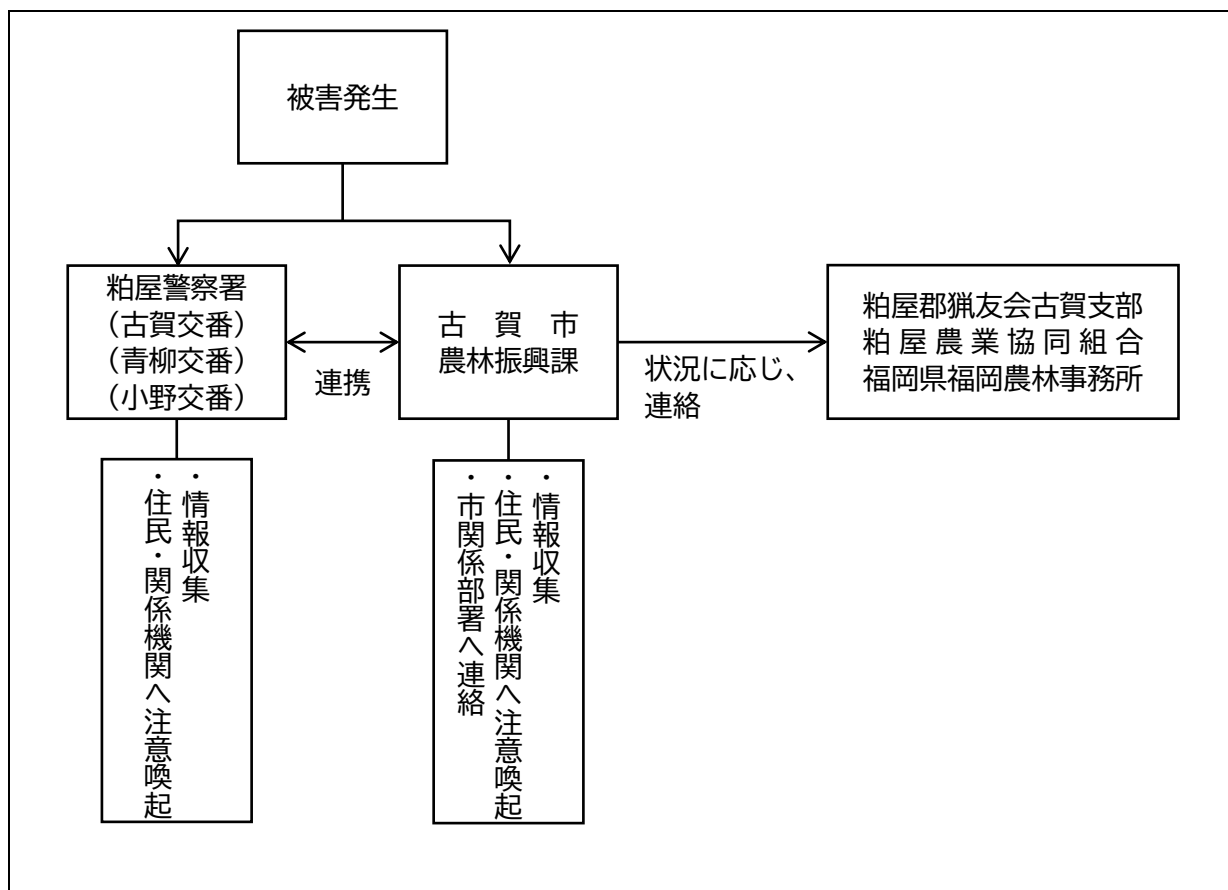
関係機関等の名称	役割
古賀市 農林振興課	情報収集、駆除・捕獲依頼 住民・関係機関への注意喚起 見回り・追払い
粕屋警察署	情報収集 住民・関係機関への注意喚起 見回り・追払い
粕屋郡猟友会古賀支部	駆除・捕獲
粕屋農業協同組合	市・警察署に情報提供 農家への注意喚起
福岡県福岡農林事務所	市・警察署に情報提供 相談対応

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

対象鳥獣	処理方法
イノシシ・シカ・カラス・ヒヨドリ・タヌキ・アナグマ	捕獲現場での埋没、焼却処分や産廃業者による処分

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

イノシシ・シカ・タヌキ・アナグマについて、解体機能を有する車両により食肉として利活用を図る。一部は捕獲者が持ち帰り食肉として自家消費。

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。

2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	古賀市鳥獣被害防止対策協議会
--------	----------------

構成機関等の名称	役割
----------	----

古賀市農林振興課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行なう。
粕屋郡猟友会古賀支部	有害鳥獣関連の情報提供と捕獲の実施を行なう。
福岡県福岡農林事務所 (福岡県鳥獣保護員)	被害等の把握、被害防止対策の推進を行なう。
古賀市農区長会	被害等の把握、被害防止対策の推進を行なう。
福岡県広域森林組合	被害等の把握、被害防止対策の推進を行なう。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関等の名称	役割
粕屋農業協同組合 福岡県福岡農林事務所 (農山村振興課・林業振興課) 北筑前普及指導センター 宗像・遠賀保健福祉環境事務所 (地域環境課)	生育状況等に関する情報の提供 被害防止対策に関する技術的な助言
粕屋警察署	人的被害対策に関する助言

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・市職員による実施隊を編成（令和5年度：農林振興課職員4名） ・適宜民間の実施隊員を任命（令和5年度：20名）
--

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

古賀市内における農作物の被害は深刻な状況に陥っているため、国庫事業を活用し侵入防止柵の整備を進めているが、山間部を中心として高齢化が進み、被害防護柵の設置・緩衝帯の整備が困難な地域がある。そのため、近隣地域住民に依頼し、地域で被害防止策を講じる体制づくりを検討する。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

古賀市の周辺地域の被害防止対策協議会と連携し、情報交換等を行なう。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。